

アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

令和 ○年 ○月 ○日

中国総合通信局長（注1）殿

提出する日又は投函する日を記載してください

収入印紙を、剥がれないように  
しっかり貼ってください。

収入印紙をはるところ(割印をしないこと)

免許申請手数料額 4,300円

(この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格A列4番の用紙にはってください。)

(必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入してください。)

アマチュア無線を はじめたいので 申請します。

(電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。)

記

1 申請者（注2）

住所	〒 ( 7 3 0 - 8 7 9 5 ) 広島県広島市中区東白島町19-36 電波ビル
国籍 (外国人のみ記載) [	]
氏名	フリガナ デンパ ハナコ 電波 花子

電波法に規定する罪を犯し罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日（罰金刑の場合は罰金を納付した日）から2年を経過していれば「無」に、経過してなければ「有」に

2 電波法第5条に規定する欠格事由（注3）

電波法又は放送法に基づく処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
-------------------------	--

3 免許に関する事項（注4）

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 希望する免許の有効期間	<input checked="" type="checkbox"/> 5年 <b>最大の5年間を希望したい場合</b> <input type="checkbox"/> 年 月 日まで（5年未満の希望する日）
③ 備考	2の処分歴等が「有」の場合、その内容を記載

4 電波利用料の前納（2年目以降の前払）

「有」とした場合は、希望する「前納に係る期間」を記入願います。

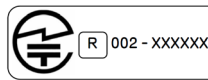
① 電波利用料の前納の 申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（毎年納付）
② 電波利用料の前納に 係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（5年分納付）。 <input type="checkbox"/> 3年（4年分納付） <input type="checkbox"/> 2年（3年分納付） <input type="checkbox"/> 1年（2年分納付）

5 申請の内容に関する連絡先

氏名	フリガナ <input checked="" type="checkbox"/> 上記1と同じ
電話番号	082-222-3369
電子メールアドレス	

平日の日中に連絡が取れる番号（携帯番号可）を記載願います。

無線局事項書及び工事設計書（注6）

6	免許の番号	※記載不要		A第	号
7	申請（届出）の区分	開設			
8	住所及び氏名	上記1と同じ			
9	無線従事者免許証の番号	F B W N X X X X X			
		<input type="checkbox"/> 無線従事者免許 同時申請	同時申請の資格		
			国家試験受験番号		
		修了証明書の番号			
10	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項			
11	呼出符号	※記載不要			
12	無線設備の常置場所	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 上記1及び8の住所と同じ		
13	移動範囲	移動する（陸上、海上及び上空）			
14	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	<input checked="" type="checkbox"/> 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力			
15	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧コールサインの指定を希望する場合は「旧コールサイン希望J〇4〇〇〇」と記載 免許失効後5年以上は確認書類（免許状のコピー等）の添付が必要。</li> <li>・遠隔操作を行う場合、「〇〇を使用して遠隔操作を行う」と記載。添付書類が必要。 （専用線、インターネットの利用（有線LAN・無線LANなどの種別も記載）等）。</li> <li>・周波数測定装置の代替装置（無線機の取扱説明書等でご確認ください）を備えていない場合は、周波数測定装置を用意して「周波数測定装置有り」と記載してください。 （定格電力10Wを超える、24MHz帯以下の周波数を含む設備に必要、4アマは記載不要）</li> </ul>			
16	工事設計書	第 1 送信機	適合表示無線設備の番号	0 0 2 - 2 3 X X X X	
		第 送信機	適合表示無線設備の番号	※工事設計認証機器、技術基準適合証明番号も含まれます。 無線機に貼られているシールを確認してください。 	
		第 送信機	適合表示無線設備の番号		
		第 送信機	適合表示無線設備の番号		
		第 送信機	適合表示無線設備の番号		
その他の工事設計			<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。		

必ずチェック☑が必要です。

ご注意

- ・免許状を送るための返信用封筒を同封してください。  
（宛先住所・氏名を記載し、84円分の切手を貼ったもの）
- ・提出先  
〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36  
中国総合通信局 無線通信部陸上課 公益企業担当

【参考】

電波法第5条(抜粋)  
 (欠格事由)

- 第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。
- 一 この法律又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - 二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)若しくは第五項(第五号を除く。)の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者